

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 令和元年10月5日 15時30分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県南島原市貝崎漁港南南西方沖 堂崎港西防波堤灯台から真方位060° 1,400m付近 (概位 北緯32°40.3′ 東経130°20.9′) |
| 事故の概要 | 漁船第三昭福丸は、投網作業中、転覆した。 |
| 事故調査の経過 | 令和元年10月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第三昭福丸、1.01トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | NS3-45215（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船外機に濡損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約25℃ |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、陸岸から約300mの海域で船外機をチルトアップし、船長が左舷船尾部で櫓を漕ぎ、甲板員が左舷船首部で固定刺し網の投網を行っていた。</p> <p>船長は、船体がふだんよりも左舷側に傾斜していることに気付き、船体中央部のいけす（以下「本件いけす」という。）から海水が溢れ出そうになっているのを認めた。</p> <p>本船は、船長が人力での排水を試みたものの、海水が本件いけすから溢れ出るとともに上甲板左舷端の排水孔から上甲板上に流入するようになり、一気に左舷側に傾いて転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、落水して転覆した本船に掴まっていたところ、付近の住人に発見され、同住人が知人と協力して手配した船舶に救助された。</p> <p>本船は、船長及び甲板員が救助された後、来援した他の船舶にえい航されて付近の船溜まりに引き付けられた。</p> <p>本船は、昭和54年に進水したFRP製の和船型漁船で、上甲板下の本件いけす以外の場所は隔壁のない空所となっており、本事故後、上甲板と本件いけす囲壁が接する角部（左舷船尾方及び右舷船尾方）に経年劣化による割損が生じていることが分かった。</p> <p>船長は、年に数回、船底清掃等の目的で本船を上架し、その際、外板全体及び船底外板と本件いけす囲壁が接する角部の点検を行っていたが、上甲板の裏側に位置する上甲板と本件いけす囲壁が接する角部</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>は点検していなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、船底栓を外して本件いけすに海水を張り、漁獲した魚を入れており、漁具の重量で喫水が深くなり、本件いけすに張った海水の水面が上甲板と本件いけす囲壁が接する角部付近まで達していたと本事故に思った。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用しておらず、携帯電話は保有していなかった。</p> |
| 分析 | <p>本船は、上甲板と本件いけす囲壁が接する角部の点検が行われずにいたところ、船長及び甲板員が左舷側に乗船して投網作業中、同角部に経年劣化による割損が生じていたことから、本件いけすに張った海水が上甲板下の空所に流入して左舷側に傾斜し、続いて、海水が本件いけすから溢れ出るとともに上甲板左舷端の排水孔から上甲板上に流入するようになり、一気に左舷側に傾いて転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、漁具の重量で喫水が深くなって本件いけすに張った海水の水面が上甲板と本件いけす囲壁が接する角部付近まで達した状況下、操業を行うに当たり船長及び甲板員が左舷側に乗船し、左舷側に傾く状態となったことから、本件いけすに張った海水が同角部の割損箇所から上甲板下の空所に流入したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件いけすに海水を張った状態で操業を行う状況下、船体中央部に凹型の曲げ応力が加わったことから、上甲板と本件いけす囲壁が接する角部の割損が進行した可能性があると考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、上甲板と本件いけす囲壁が接する角部の点検が行われずにいたところ、船長及び甲板員が左舷側に乗船して投網作業中、同角部に経年劣化による割損が生じていたため、本件いけすに張った海水が上甲板下の空所に流入して左舷側に傾斜し、続いて、海水が本件いけすから溢れ出るとともに上甲板左舷端の排水孔から上甲板上に流入するようになり、一気に左舷側に傾いて転覆したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発航前に船体の検査を行い、その際、上甲板といけす囲壁が接する角部も点検すること。 ・ 操業の際は十分な乾舷を確保すること。 ・ 小型船舶の暴露甲板では、救命胴衣を着用すること。 ・ 乗船中は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。 |